

## 第33回基本計画策定・推進専門委員等会議 議事録

### 1 開催要領

- 政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定、同年5月14日変更）を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」（平成22年2月15日付け犯罪被害者等施策推進会議決定）第12号に基づき、書面開催（関係行政機関からの説明、質疑応答及び意見の提出を書面で行う方法）により開催することとした。
- 本会議は、令和2年6月5日、関係行政機関からの資料・説明を構成員に送付し、同日から同月18日までの間、関係行政機関の職員たる構成員を除く構成員に対して質問、意見等の提出を求め、同月19日から同年7月1日までの間、関係行政機関の職員たる構成員に対して回答等の提出を求める方法により開催した。
- 本会議は、同号に基づき、質問、意見等の提出をもって、構成員が出席したものとされるところ、構成員がいずれも上記方法により質問、意見等を提出したことから、本会議は適正に開催された。

### 2 出席者

議長 飛鳥井	望	医療法人社団青山会青木病院院長
太田	達也	慶應義塾大学法学部教授
中島	聡美	武蔵野大学人間科学部教授
中曽根	えり子	（公益社団）にいがた被害者支援センター理事・支援局長
正木	靖子	弁護士
伊藤	富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科客員研究員・元教授
菊池	馨実	早稲田大学法学学術院教授
小木曾	綾	中央大学大学院法務研究科教授
川出	敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
武	るり子	犯罪被害者遺族
加藤	裕司	犯罪被害者遺族
山田	知裕	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
伊藤	信	内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
奈良	俊哉	総務省大臣官房総括審議官
西山	卓爾	法務省大臣官房政策立案総括審議官
串田	俊巳	文部科学省大臣官房総括審議官
伊原	和人	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
石井	昌平	国土交通省総合政策局次長

### 3 検討内容

#### 計画案骨子（案）の検討①

- ・ 要望意見の整理において「B」（担当省庁において検討し、担当省庁から計画案文の提出を求めるもの）とされたものに対する対応の検討

#### 4 関係府省庁からの資料説明等

要望意見の整理において「B」（担当省庁において検討し、担当省庁から計画案文の提出を求めるもの）とされたものに対する対応の検討

#### 参考資料

質問意見回答一覧（第31回基本計画策定・推進専門委員等会議）

#### 5 議事内容

「第33回基本計画策定・推進専門委員等会議 質問意見・回答一覧」のとおり。

第33回基本計画策定・推進専門委員会等会議 質問意見・回答一覧

議事録

【記載事項について】

- 「種類」欄は、構成員が提出した質問、意見の種別を示したものです。
- 「関連する資料番号」については、第33回基本計画策定・推進専門委員会等議事録の4「関係府省庁からの資料説明等」の番号を記載しています。
- 質問、意見等は令和2年6月5日から同月18日に、回答等は同月19日から同年7月1日までに行われました。

整理番号	構成員	種類	要望番号	質問、意見等	回答(検討結果)	回答府省庁
1	太田構成員	質問	52	犯罪被害者等給付金において裁定までに要した期間は、令和元年度で約7.8ヶ月となっているが、それより長い期間がかかった案件での時間がかかった主な理由は何か。	早期の裁定が困難であった理由としては、 ・ 事実関係(犯罪被害に該当するか否か等)が確定していなかったこと ・ 損害賠償等の受領見込みがあったこと ・ 自賠責等の他の公的給付の対象となり得たこと 等が挙げられる。 いずれにしても、都道府県警察に対して、引き続き、迅速な裁定等の運用の改善を指導してまいりたい。	警察庁
2	太田構成員	質問	52	仮給付決定があった場合は、申請があってからどれくらい期間が経過した場合に「速やかに裁定することができない」と判断されるのか。また、仮給付決定がなされる場合の「速やかに裁定することができない」事情とは、どのような場合があるのか。	仮給付決定については、一定の額の給付金の支給は見込まれる一方で、例えば、複数の障害が残存する被害者について一部の障害の程度がいずれの障害等級に該当するか不明である、損害賠償が支払われる可能性があるなど、裁定に必要な事実の一部が未確定である場合に、仮給付金支給の決定がなされることとなるが、個別の事案によってその判断を行うことができる時期は異なるところであり、申請から決定までの期間を一概にお示しすることは困難である。なお、令和元年度は申請から仮給付決定までの平均期間が約4.1月であった。	警察庁
3	太田構成員	意見	177	地方公共団体における被害者支援の施策に関する広報が極めて不足しているのが充実に努めることが望ましい。特に、ウェブサイトの充実に望まれる。 なお、計画案文において、「地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等に…」とあるが、他では「ウェブサイト」の表現が用いられているので、「ウェブサイト」統一したほうがよいのではないか。	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。 なお、現行計画では、「ホームページ」「ウェブサイト」の用語が用いられているところ、次期計画では、御指摘のとおり「ウェブサイト」に統一する方向で検討したい。	警察庁
4	太田構成員	意見	194	加害者の処遇状況等に関する事項について、より具体的な内容を被害者に通知することが望ましい。それにあたっては、加害者(受刑者等)の処遇に対する態度や更生の状況に関する事項をどこまで、また、どのように客観的に評価し、被害者に伝えるか、検討を行うべきである。	現在の通知事項は、いずれも客観的な事実を通知しているものであり、加害者の内心にわたる事項については、客観的に評価して、通知事項に含めることは困難であるが、通知内容については、より被害者の状況が具体的にわかる形で伝えできるよう工夫できないか、検討してまいりたい。 また、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書においても、被害者等通知における通知内容の拡充を図ることを検討するほか、加害者の同意が得られることを前提に、一定の範囲の情報被害者等に提供することや、個々の事案の内容等に応じ、加害者担当の保護観察官から加害者の処遇の状況その他について可能な範囲で説明することの可否を検討することが提言されている。 今後、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行ってまいりたい。	法務省
5	中島構成員	質問	37 関連質問	反社会勢力や自衛隊の車両など任意保険の加入ができない場合において、交通事故(業務上過失等)が発生した場合、犯罪被害者給付金の対象となっているのか。加入条件の問題によって被害者の救済に格差が生じないことが望ましいと考えられる。	犯給法にいう「犯罪行為」とは、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為であって、過失による行為を除くこととされていることから、原則として過失による交通事故は犯給金の支給対象となっておらず、一般的に、交通事故における被害者の経済的な保護については、自動車損害賠償責任保険制度によって図られているものと承知している。	警察庁 (国土交通省)
6	中島構成員	質問	74	要望の中で、性感染症において被害直後と潜伏期間後の2回の検査の必要性が示されているが、実際にこれは必要なことである。検査費用については初回の公費負担とされているが、証拠としても潜伏期間を考慮した検査が必要である。現在、潜伏期間後の検査費用も公費負担の対象となっているか。また、そうではない場合、拡張していく計画はあるのか。	各都道府県警察においては、潜伏期間も考慮した上で性感染症検査を実施し、その費用を公費で負担しているものと承知。	警察庁
7	中島構成員	質問	78	カウンセリング費用の公費負担は、特に、PTSDに限定されるものではないと理解しているが、そのように限定されて運用されている実態について把握しているのか。もし、そのような運用になっているならば、広く犯罪被害後の精神的な回復の運用を指導して欲しい。	犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担しているところであり、御理解のとおり、PTSDを含め特定の症状に限定した運用がなされている都道府県警察はないと承知。	警察庁

8	中島構成員	質問 意見	79 関連質問	医療機関への犯罪被害者給付金支援制度等の普及は、むしろ、厚生労働省の施策と思われるが、厚生労働省として可能な計画があったら検討願いたい。	犯罪被害者給付金制度所管である警察庁と連携しつつ、周知について検討してまいりたい。	厚生労働省
9	中島構成員	質問 意見	116	(厚生労働省が示した)計画案文にあげられている施策は、犯罪被害者の実を対象としているわけではない施策であるため、現場の職員に対し、犯罪被害者の支援も含まれていることを意識して実施するよう、具体的に指導しているのか。もし、そこまで指導していないのであれば、施策においても、犯罪被害者支援が含まれていることを現場が理解できるような実施を望む。	公共職業安定所においては、様々な事情を抱えている求職者がいるため、求職者一人ひとりの状況に応じて、担当者制による支援、心理的援助やトライアル雇用制度の利用を提案することなど必要な支援を行っているところである。引き続き、犯罪被害者の方を含め求職者一人ひとりの状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、きめ細かな就職支援を行うよう指導してまいるとともに、事業主に対する雇用管理全般に関するきめ細かな相談支援についても引き続き適正な運用に努めてまいりたい。	厚生労働省
10	中島構成員	意見	121	被害者休暇制度については、なかなか企業への推進が進まない施策であると思われる。この制度を導入することのメリットを企業に提示することで推進される可能性もあると思う。この休暇制度を利用している企業を優良企業として公表するなどの施策は検討できないのか。例えば、DV事案などが多いことを踏まえて、「女性の活躍推進企業 ( <a href="https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/">https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/</a> )」のデータベースで検索できる等が考えられる。	犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を含め、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度に関する事例集及びリーフレット等の作成、配布により、その普及に努めているところであり、引き続き、企業の特別休暇制度の導入に向けて周知・啓発を図ってまいりたい。なお、働き方・休み方改善ポータルサイト ( <a href="https://work-holiday.mhlw.go.jp/">https://work-holiday.mhlw.go.jp/</a> ) においては、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入も含めて、働き方・休み方の改善に取り組む企業が、その取組内容の掲載を希望した場合、本サイトへ好事例として掲載し、事例検索が可能となっている。	厚生労働省
11	中島構成員	意見	141 関連質問	犯罪被害者治療を推進するための基幹病院案は過去にも要望として出されているかと思う。検討結果についてここに触れられていないが、厚生労働省として可能な案があったら、提示いただきたい。	犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるために、医療従事者や保健師、精神保健福祉士等を対象に「PTSD対策専門研修」を実施しているが、研修修了者名簿を作成しており、都道府県・指定都市等の行政機関へ配布することによって、地域における相談治療体制の充実を図っている。	厚生労働省
12	中島構成員	意見	146	検討結果では、要望は反映できないとされているが、要望の内容は、必ずしも、訪問支援員が直接の心理アセスメントやコーディネートを行うことだけに限定されていないと思われる。二次被害を与えないという対応については、被害者の心理や対応の研修によってもカバーできると思われるが、そういった研修を検討することは可能なのか。	国土交通省所管の独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)では、訪問支援を担当する職員に対して、被害者援護業務担当者研修の実施や介護職員初任者研修の受講等により、機構が携わる自動車事故により重度の後遺障害を負った方との関わりに必要な知識を習得させているほか、各地域単位の主管支所に正看護師や介護福祉士等の国家資格を有する在宅介護相談員を配置することで、訪問支援時に専門性の高い問い合わせを受けた場合でも、各地域の状況に応じた適切な案内ができるように体制を取っているところ。 さらに、新規採用職員研修において、外部講師による被害者への接し方に関する講義や交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施するなど被害者の心理や対応に着眼した研修も従前より実施しているところ。 今後も職員に求められる能力等を踏まえつつ、引き続き、研修内容の充実等を必要に応じて行ってまいりたい。	国土交通省 (厚生労働省)
13	中島構成員	質問	153 154	学校保健統計調査(平成29年度)では、スクールカウンセラーの週4時間以上の定期配置がある学校が小学校で20.1%、中学校で68.3%、高校で37.8%となっている。不登校等スクールカウンセラーの日常での対応も多い中、児童虐待も含むの犯罪被害の対応については、週4時間以上定期配置の充実が望まれると思われる。 文部科学省として、スクールカウンセラー配置事業における全国の学校への定期配置目標があれば、提示いただきたい。本来は、全学校に十分な定期配置されることが望ましいと思われる。	「教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、2019年度までに原則としてスクールカウンセラーを全公立小中学校へ配置することとし、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとしている。	文部科学省
14	中島構成員	意見	187	検討結果では、「要望のあった犯罪被害者等に関する専門的知識・技術を有する専門職の養成については、まずは主管省庁において予算措置を検討されるべきものと考えている。」とあるが、この点は、要望の求めているところと違う検討になっているように思う。要望が求めていることは、医療者がPTSDなどの精神疾患だけでなく、犯罪被害者に関する司法の基本的な知識を検取することを求めていると思う。したがって、これは、医療者の育成という枠で考えるべきことだと思いますので、検討の余地があると思われる。	厚生労働省において、犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるために、「PTSD対策専門研修」の中に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けて、医療従事者や保健師、精神保健福祉士等を対象に実施しており、研修内容には司法制度等に関する内容も盛り込んでいる。	厚生労働省
15	中島構成員	意見	416	検討結果にモデル事業を示していきたいとあるが、要望は、現状に合わせたブラッシュアップを求めていると思われるので、検討にそれを含めていただきたいと思う。	「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」は、平成20年12月に内閣府において作成したものであり、これを例として、各地方公共団体において、地域の事情に応じたハンドブックの作成・活用がなされているものと認識している。現行計画下においては、警察庁が毎年実施している総合的推進事業を通じて、地方公共団体により先進的なハンドブックが作成され、その内容を報告書を通じて都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課室に提供しているところである。警察庁としては、引き続き、地方公共団体の先進的な取組を情報提供するなどし、地方公共団体において、適宜、最新の状況を踏まえたハンドブックが作成・活用されるよう働き掛ける。	警察庁

16	中曽根構成員	質問	42	犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況についての実態把握調査は、いつ頃、どのような方法で行うことを考えているか。	実態把握のための調査は、関係府省庁等と連携が必要なこともあり、令和2年に一部施行された改正民事執行法の施行状況や関係府省庁等の意見等も踏まえながら、調査の時期や具体的な方法等について検討したい。	警察庁
17	中曽根構成員	意見	42	被害者等が少しでも泣き寝入りせずに済む時代が、少し近づいてきているように感じられるので、調査研究を行った結果によって、実現に向けて何らかの施策が講じられることを期待する。	御指摘を踏まえて適切に対応したい。	警察庁 (法務省)
18	中曽根構成員	質問	52	犯罪被害給付制度の改正(平成30年4月1日)後は仮給付金の支給に変化はあるのか。また、事件発生後どのくらいで仮給付が行われているのか。	平成29年度の仮給付金支給決定件数は、3件であったが、新制度施行後の平成30年度は4件、令和元年度は10件であった。また、令和元年度は申請から仮給付決定までの平均期間が約4.1月であった。	警察庁
19	中曽根構成員	意見	52	仮給付制度は、被害者等が利用しようとしても、警察本部担当者から十分な説明が受けられず、利用できないこともあると聞いているので、犯罪被害により生活困窮に陥っている被害者等に対しては、特に仮給付金支給を柔軟化するよう各都道府県警察担当者の方に指導していただきたい。	御指摘を踏まえ、犯罪被害者又は遺族の迅速な救済のため、引き続き、都道府県警察の事務担当者を対象とした会議等を通して、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用面の改善を指導してまいりたい。	警察庁
20	中曽根構成員	質問	69	施策番号153番(検討結果の3番目)について、「地方公共団体における…適切に情報提供を行う。」となっている。現在(令和2年4月1日時点)、犯罪被害者支援に特化した条例を制定しているのは、まだ、21都道府県と聞いている。いつでもどこでも被害者等が同質の支援を受けられるよう、警察庁として情報提供はもちろんであるが、施策番号151や152のように要請していくことはできないものか。	条例は地方公共団体の議会の議決によって制定される自治立法であるため、条例の制定を地方公共団体に強く申し入れることは困難であるが、引き続き、警察庁において、地方公共団体に対し、条例の制定状況やその内容等を適切に情報提供するなどし、犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援が促進されるよう努めてまいりたい。	警察庁
21	中曽根構成員	意見	94	「警察庁において、地方公共団体において…見舞金等の支給制度や生活資金等の…記載する」とあるが、見舞金等という表現を、「見舞金、転居費用等」と具体的に記載してはどうか。	地方公共団体によって、様々な経済的負担を軽減するための支援が行われているところ、これらを含めて「見舞金等」という語句を使用している。	警察庁
22	中曽根構成員	意見	135	医療機能情報提供制度があることは、広く、一般国民に知られているのか。もっと、この制度を利用できるよう広報していく必要があると思う。	医療機能情報提供制度に基づく医療情報検索サイトは、平成29年度の厚生労働行政推進調査事業補助金の関連研究の調査を通し、医療機関の選択に役立つという回答が多かった一方で、認知度の向上が課題となっていると認識している。これまで、厚生労働省ツイッターや講演の機会等を捉えて広報を行ってきたが、引き続き制度の周知に努めてまいりたい。	厚生労働省
23	中曽根構成員	意見	136	犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立医療支援の利用についても、犯罪被害者等が利用できるということがあまり周知されていない実情だと思うので、更に、周知徹底していただきたい。	犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立支援医療(精神通院医療)の利用については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知(平成28年4月28日障精発0428第1号)により、犯罪被害者等が適切に自立支援医療制度を利用できるよう、都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度周知を徹底するよう依頼するなど、引き続き周知に努める。	厚生労働省
24	中曽根構成員	意見	146	「訪問支援」の職員の方達が、アセスメントをして、コーディネートをすることを目的としていないことは理解できたが、訪問支援をした際に、精神的な面で支援をするためには、被害者や御家族のニーズを理解し、心に寄り添い、情報提供することは必要と感じる。そのためにも、職員の方に対する研修は必要だと思う。	国土交通省所管の独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)では、訪問支援を担当する職員に対して、被害者援護業務担当者研修の実施や介護職員初任者研修の受講等により、機構が携わる自動車事故により重度の後遺障害を負った方との関わりに必要な知識を習得させているほか、各地域単位の主管支所に正看護師や介護福祉士等の国家資格を有する在宅介護相談員を配置することで、訪問支援時に専門性の高い問い合わせを受けた場合でも、各地域の状況に応じた適切な案内ができるように体制を取っているところ。 さらに、新規採用職員研修において、外部講師による被害者への接し方に関する講義や交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施するなど被害者の心理や対応に着眼した研修も従前より実施しているところ。 今後も職員に求められる能力等を踏まえつつ、引き続き、研修内容の充実等を必要に応じて行ってまいりたい。	国土交通省 (厚生労働省)
25	中曽根構成員	意見	154 156	本来、犯罪被害に遭った直後から、適切な支援を受けることができれば、被害者がつらく苦しい中でも、被害者自身や遺族のストレスを引き出すことができると考えている。被害少年等や、遺族である兄弟姉妹等は、学校の支援はもちろんのこと、家庭や地域でも支援を受ける機会があると考え。その点で、学校も他機関(民間の被害者支援団体、警察、弁護士等)や、地域機関と連携することは当然のことと考えるので、「他機関と連携する」という文言も入れていただきたい。	「等」には当然関係機関も含まれていると整理しており、引き続き関係機関との連携を推進していく。	文部科学省
26	中曽根構成員	質問	177	計画案文の中で、「SNS等を通じた広報の充実を努める。」とある。今までもやってきていると思うが、今後、具体的に充実に努めるためにどのようなことを考えているのか。	警察庁においては、Facebookを利用して広報活動を実施しているところ、その内容の充実を図るとともに、他のSNSを利用した広報活動についても検討したい。	警察庁

27	中曽根構成員	意見	212	個人情報保護の観点から困難であることは承知の上で、敢えて言えば、未成年の加害者の親が、加害者である子どもと今後どのように向き合っていくとしているのかを知る権利は、被害を受けた者にもあるのではないかと。加害者の保護者の内心についての事項は無理だとしても、親としてどのように加害者である子どもと向き合っているか、行動面(例えば、未成年の加害者について、親としてどのような態度を示しているか等)を被害者や遺族に通知事項として示すことができるのではないかと。	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書においては、被害者等通知における通知内容の拡充を図ることを検討するほか、加害者の同意が得られることを前提に、一定の範囲の情報を被害者等に提供することや、個々の事案の内容等に応じ、加害者担当の保護観察官から加害者の処遇の状況その他について可能な範囲で説明することの可否を検討することが提言されている。 今後、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行ってまいりたい。	法務省
28	中曽根構成員	意見	256	実際、支援の現場にいて感じることは、家族や支援センターの支援員が被害者等の事情聴取の際に、事情聴取される部屋に入れないことは多いと思うが、その際に、検察庁の職員が使用していない部屋を用意したり、事情聴取が終わった後、そのような時間を連絡する等の配慮を行っているように思う。確かに、地域によって実情が違うのかもしれないが、検察庁の職員の様子から、「配慮する」等の表現で検討していただけないのか。	各検察庁の庁舎の実情等を踏まえて対応すべきであり、施策として一律に検討することは困難であるが、可能な限り、個別に配慮し、対応しているところであり、今後も、適切な対応に努める。	法務省
29	中曽根構成員	意見	364	検討結果について、計画案文とすることはできないかと。犯罪被害に遭ったことにより、被害者等(被害児童、被害者の遺族である兄弟姉妹等)の生活環境、心理的・精神的状況等の変化を知り、対応していくことが必要だと思う。	現行のとおり取り組んでいく方針であり、改めて計画案文とはしないものの、引き続き取組を推進していく。	文部科学省
30	中曽根構成員	意見	412	検討結果について、「…学級担任、生徒指導担当教員…、スクールカウンセラー等が連携し、…」とあるが、学校関係者はもちろんのこと、さらには、民間の被害者支援団体等の関係機関との連携をする、ということも必要になる事案もあると思うので、文言を入れて検討していただけないか。	「等」には当然関係機関も含まれていると整理しており、引き続き関係機関との連携を推進していく。	文部科学省
31	中曽根構成員	意見	417	この計画案文は、被害者等にとって、とてもありがたいことだと思う。検察庁発行の「犯罪被害者の方へ」のパンフレットはわかりやすくできており、各都道府県の警察で作成しているパンフレットも工夫され、バージョンアップされている所もある。ただ、前に他県の警察署で頂いたパンフレットは、制度が変わっていったにもかかわらず、更新されていないものだった。被害者等に情報提供するということは、被害者支援に関する法律や制度に対しても敏感でなければならないと思うのだが、被害者支援に対する意識の薄さを感じた経験だった。被害者等がなかなか理解できない刑事手続等に関する情報提供には、より一層、警察庁と法務省の連携を望む。	警察庁においては、法務省とも連携しつつ、刑事手続等に係る法制度の改正等についての的確に把握してパンフレットに反映させるほか、当該パンフレットを被害者等に配布することによって、被害者等が必要とする情報を、早期にかつ包括的に教示するよう、引き続き都道府県警察を指導していく。 また、御指摘を踏まえ、引き続き、パンフレット等の作成に当たっては、関係省庁と連携しながら、制度改正等を適切に反映するなど犯罪被害者等への適切な情報提供に努めてまいりたい。	警察庁
32	中曽根構成員	意見	427	海外での犯罪被害者や、外国人被害者への支援に際しては、民間の被害者支援団体も警察と連携して支援していることも考えられることから、民間の被害者支援団体等の関係機関との連携も案文の中にいれたらどうか。	警察においては、民間被害者支援団体と連携しながら、海外で犯罪被害に遭った方や国内で犯罪被害に遭った外国人の方に対する支援を行っているところ、引き続き、これらの取組を行ってまいりたい。なお、次期計画における案文については、引き続き、検討してまいりたい。	警察庁 (外務省)
33	中曽根構成員	意見	446	計画案文の中に、「…犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実を努める…」とあるが、核となる相談員を雇用するための財政的援助を強化していただくようお願いする。第32回基本計画策定・推進専門委員会等でも意見を提出したが、被害者等のニーズを的確に理解し、心に寄り添い、誠心誠意、支援することのできる相談員の育成には、時間もかかるので、安定的な雇用形態が必要だと考える。	御指摘のとおり、民間被害者支援団体において安定的に職員を確保することは重要であると認識しており、その前提となる民間被害者支援団体に対する財政的援助については、警察庁としてどのような援助が可能か引き続き検討してまいりたい。	警察庁
34	中曽根構成員	質問	490	「青少年のインターネット利用環境づくりハンドブック」は、学校等を通して子どもたちに配布されているのか。	当該ハンドブックは、保護者、教員、自治体職員等の希望者に限って配布している。ハンドブックの内容が、結果的に児童・生徒、その保護者の目に触れることはあるかもしれないが、配布希望の有無に関係なく各学校等に配布するという事は行っていない。	内閣府
35	正木構成員	意見	42	犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査(警察庁)、公的機関による犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国の法制度や運用状況の調査研究(法務省)は是非積極的に進めていただきたい。	御指摘を踏まえて適切に対応したい。	警察庁
36	正木構成員	意見		令和元年の民事執行法改正の附帯決議の趣旨を踏まえ、関係府省庁と連携して、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施する準備を進めている。	法務省	

37	正木構成員	質問	42	計画案文では、「警察庁において、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う」となっているが、「法改正」や「新たな制度の創設」は検討事項の内容になっているのか。なっているのなら「法改正」や「新たな制度の創設」等の文言を計画案文に入れることは可能か。	加害者の損害賠償責任の実現に向けた方策は、警察庁において実態把握のための調査を行い、また、法務省において民事執行法改正の附帯決議を踏まえた一定の外国調査研究を行い、これらの結果に応じて具体的に検討されるものであり、現時点で法改正や新たな制度の創設について計画案文に盛り込むことは困難である。	警察庁 (法務省)
38	正木構成員	質問	52	立替払い制度について、「第3次基本計画にも盛り込まれていないところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまではいえない」との記述があるが、条例で立替払い制度が制定されたり、条例で検討している自治体もあり、状況はかなり変化してきているが、これでは、まだ足りないということか。逆に、「変更するほどの状況の変化」とはどのようなことをイメージされているのか。どんな事情があれば状況の変化があったと考えているのか。	立替払制度については、「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、「給付制度と異ならない」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うことなどの理由から採用されなかったところ、現時点において、犯罪被害を防止できなかったことについて国も加害者と同等の責任を有するとの議論や、犯給制度について、社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者等の被害の軽減を社会全体で引き受けようとするものではなく、被害者に対する加害者の賠償責任の実現を国が担おうとするものと位置づけるべきとの社会的な要請等があるとは認識していない。	警察庁
39	正木構成員	質問	94～103	個々具体的な要望がなされており、これに対して、「…取組を実施する」となっているが、優先順位はあるのか。	公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進については、制度の普及促進を図るため、引き続き、公営住宅管理担当者が集まる会議等の場を通じて周知を図り、犯罪被害者の居住の安定確保に努める。なお、要望103については、国土交通省において公営住宅の管理に係る調査として実施している。	国土交通省
40	正木構成員	意見	194	加害者に関する情報提供について、刑事施設収容時に、より被収容者の状況が具体的にわかる形での情報提供にすることを検討していただきたい。重大な犯罪では、実刑となり長期間刑事施設へ収容される場合が多いのが実情である。重大な犯罪であればあるほど、被害者は、忘れたと思う方もいるが、その一方で、加害者の服役中の情報が知りたいと思う方もいる。そのような被害者の思いに寄り添い、刑事施設収容中の情報提供の在り方について、丁寧な検討と情報提供の拡充・充実を要望するものである。	現在の通知事項は、いずれも客観的な事実を通知しているものであり、加害者の内心にわたる事項については、客観的に評価して、通知事項に含めることは困難であるが、通知内容については、より被収容者の状況が具体的にわかる形でお伝えできるよう工夫できないか、検討してまいりたい。	法務省
41	正木構成員	質問	207	希望すれば、実際、だいたいにおいて保釈された旨通知されているが、要望しても失念していたケースもあり、制度化することが望ましいと思う。希望する人に通知することを制度化することに何か弊害はあるのか。保釈の申立があった段階で連絡が欲しいという希望もあるが、希望する被害者に対し、保釈の申立があれば通知することは可能であるのか。これも制度化できないのか。	被害者等通知制度における通知の内容には、「保釈等の身柄の状況」が含まれており、これに基づき、検察官において、事案に応じて、対応しているものと承知している。	法務省
42	正木構成員	質問	358	「犯罪被害者等施策の手引き」の改訂は検討しているのか。検討していないのであれば、その理由を教えてください。	「犯罪被害者等施策の手引き」は、平成20年4月に内閣府において作成したものであり、その当時は、犯罪被害者等施策が地方公共団体にとってなじみのない行政分野であったことから、国によるガイドライン的な手引きを作成・配布したものであるところ、現在は、地方公共団体において、地域の事情に応じた犯罪被害者等施策が展開されているものと承知している。そこで、警察庁においては、手引きに記載されている内容のほか、例えば、総合的対応窓口における好事例等の新たな内容を含む、地方公共団体職員等の育成、意識の向上を目的とした効果的な資料の作成について検討したい。	警察庁
43	正木構成員	質問	416	「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」の改訂は検討しているのか。検討していないのであれば、その理由を教えてください。	「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」は、平成20年12月に内閣府において作成したものであり、これを例として、各地方公共団体において、地域の事情に応じたハンドブックの作成・活用がなされているものと認識している。現行計画下においては、警察庁が毎年実施している総合的推進事業を通じて、地方公共団体により先進的なハンドブックが作成され、その内容を報告書を通じて都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課室に提供しているところである。警察庁としては、引き続き、地方公共団体の先進的な取組を情報提供するなどし、地方公共団体において、適宜、最新の状況を踏まえたハンドブックが作成・活用されるよう働き掛ける。	警察庁
44	伊藤構成員		34 関連事項	賠償命令制度を利用した被害者から「名前と住所を記した申立書が被告人に渡る」ことについての懸念の投書が新聞に寄せられている(朝日新聞、平成31年4月4日朝刊)。この懸念についてはもっともだと思うが、すでに改善策は取られているのか。ぜひ、改善していただきたい。	裁判所からは、氏名と住所を記載した申立書を被告人に送らなければならないことは法令上定められているものの、個別の事案に応じて、申立人の実際の居住地について、被告人に知られないための運用上の工夫をおこなっていると聞いている。	警察庁
45	伊藤構成員	意見	34	パンフレットも大切だが、被害者にはゆっくり読んでいる時間や気持ちの余裕がない場合が多い。被害者にきちんと伝わるやり方で説明する体制が必要と思われる。	引き続き、都道府県警察の担当者により、適当な時期に、被害者等の心情に配慮しながら制度の説明等が行われるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。	警察庁
46	伊藤構成員	意見		地方検察庁においては、犯罪被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を配置している。被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談の対応や犯罪被害者等の状況に応じて、支援を行っている関係機関・団体等を紹介するなどの支援を行っているところである。今後も、これらの支援を通じて適切な情報提供に努める。	法務省	

47	伊藤構成員	意見	42	賠償の支払いの実態(最近の状況)について、調査を実施し結果の公表をお願いしたい。	犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況についての実態把握のための調査は、調査後、その結果を警察庁のウェブサイト等で適宜公表したい。	警察庁 (法務省)
48	伊藤構成員	意見	81	「見舞い金等の」とあるが、地方公共団体によっては支援金としている場合もある。被害者からは見舞金という名称ではなく、支援金にして欲しいという要望もあることから、「見舞金や支援金」としていただきたい。	地方公共団体によっては、見舞金以外の用語を用いていることは承知しているが、政府の基本計画において、同一の性質を有する給付金に複数の用語を付すことは、分かりやすさの観点から消極である。	警察庁
49	伊藤構成員	意見	204 205	加害者に関する情報提供の在り方について、「総合的に考慮しつつ検討を行う」とのことだが、どのように総合的に判断したのかその検討結果を公表していただきたい。	計画案文として、「加害者に関する情報提供の適正な運用及び拡充の検討」について提出しており、本計画案文が次期計画に盛り込まれた場合には、次期計画の進捗状況を報告する場において、その検討状況について御報告させていただきたい。	法務省
50	伊藤構成員	意見 質問	193 194 203 207	加害者に関する情報提供については、被害者からの申出があった場合にのみ対応することになっているが、被害者側にそのような通知等制度があることがきちんと伝わっていない場合も多く、後になって後悔する被害者もいる。「HPやパンフレットに記載があるからそれでよし」ではなく、被害者側の状況も踏まえ必要な情報が適切に届く工夫をすべきである。そのための具体的に可能な工夫や改善策を伺いたい。	法務省においては、被害者等通知制度その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度等を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、検察庁に配布して、検察官が犯罪被害者等から事情聴取する際に手渡し、時期を捉えて、それぞれの犯罪被害者等に必要な各種保護・支援のための制度等を説明するなどしているところ、引き続き犯罪被害者等への適切な情報提供に努める。  また、犯罪被害者等施策の周知のため、少年審判後の被害者等通知制度についてリーフレットを作成し、関係機関等の協力を得て同施策について情報提供を行い、同施策の周知に努めてまいりたい。  さらに、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書においても、「被害者等施策や各種広報資料が被害者等や関係機関の目に触れる機会を増やすよう努めるべきである。」と提言されており、関係機関への周知につき、更生保護官署において積極的に実施するよう、引き続き指示してまいりたい。なお、本年6月に実施した全国の保護観察所長が参集した会同において、関係機関に積極的に訪問している庁の取組を取り上げ、全庁に好事例の共有を図った。	法務省
51	伊藤構成員	意見	214	(前段)の審判の傍聴について、被害者の代理人である弁護士付き添いを是非とも認めてほしい。対象者の社会復帰を阻害するということで、医療観察制度では被害者の権利は制限されたままである。 また、(後段)の情報提供は実際には非常に限定的な内容のみで、被害者はむしろ失望している。諸外国、例えばイギリスの実例など調べて、被害者のニーズにも応え得る情報提供ができないか、再検討していただきたい。 被害者の中には、対象者が入院や通院治療を受けることによって事件に対する認識をどう変えていったのか、(主治医の許可を得て)対象者の事件に対する気持ちを聞きたいと希望する被害者も多く、それが被害者自身の立ち直りにつながると考えられる。	(医療観察法の審判の傍聴の制度について) ○ 医療観察法の審判においては、対象者の精神障害の状態等のプライバシーの根幹に深く関わる情報を扱う上、これを明らかにすることは対象者の治療や円滑な社会復帰に支障を来すおそれもあると考えられることから、本来、他人の傍聴を認めるべきでないと考えられるものの、 ○ 他方で、被害者等にとって、他者行為の具体的内容や加害者がどのような処遇を受けることとなるのかについて、強い関心を有することも理由があると考えられたことから、このような被害者等の関心に応えるため、例外的に、裁判所が、個々の事案に応じ、被害者等の傍聴を許すことができることとしたものである。 このような医療観察法の審判の傍聴の制度を設けた趣旨に鑑みれば、審判の傍聴を許す範囲を拡大し、被害者の代理人である弁護士の付添いを認めることとするについては、慎重な検討を要する。	法務省
52	伊藤構成員	意見	238	「被害者支援研修・研究センター」の設置について警察大学校への設置は難しいことは了解できた。しかし、被害者支援にかかわる研修・研究の実施や(自助グループも含め)幅広い情報提供ができる総合的センターの設置は、要望項目全体を見渡しても望まれていることである。将来を見据えて、こうしたセンターをどこの所管でどのような条件が揃えば設置できるか、検討いただきたい。	被害者支援研修・研究センターの設置は、犯罪被害者等施策を推進するための一つの方策として承るが、新たな行政組織の設置については、慎重に検討せざるを得ず、現行計画に盛り込むことは困難である。	警察庁



53	伊藤構成員	意見	258	警察庁の尽力により、昨今、被害届を受理されない被害者の数は減って来ていると思われる。ただ、被害届が受理され警察が証拠採取をする場合と異なり、ワンストップ・センターでは、被害届がない場合も、避妊ビルや感染症の検査を無料で提供しているが、証拠採取をして、証拠を保存しておくことは出来ない。都道府県によっては、ワンストップ・センターにて証拠採取・保存が可能な場合もあり、民間の医療機関で保存してくれる場合もあるが、地域に拠って対応が異なるのは、問題である。被害届の受理の一層の徹底と、警察で被害届を受理しない場合も、被害者が望めば、証拠採取・証拠の保存がされるようにしていただきたい。	警察においては、警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に証拠採取キットを整備する取組を進めている。ワンストップ支援センター経由で医療機関等において採取した証拠資料の保管については、ワンストップ支援センターにおける保管設備の有無等の各県の実情等も踏まえて、各都道府県警察において関係機関と協議の上、対応を決定している。	警察庁 (内閣府)
54	伊藤構成員	意見	351	警察と被害者支援センターと行政とがそれぞれの特性を活かしながら連携できる体制を構築することが急務。全国に100%と窓口設置されているとのことだが、果たして被害者のニーズに対応した総合的支援ができていないのか。犯罪の発生数と行政での相談数を比較してみることが必要ではないか。現在の対策の継続でなく、窓口の充実のための抜本的な取り組みが必要と思われる。	全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されたところであり、住民に対しその周知を図るとともに、利用を促進する広報を行ってまいりたい。また、警察庁においては、地方公共団体に対し、総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供し、当該窓口の相談窓口機能の充実を要請してまいりたい。	警察庁
55	伊藤構成員	意見 質問	431 490	ここ数年、性暴力・性犯罪被害者の低年齢化が進んでいると思われる。特に、中学生、小学生の被害が多く見られるようになっており、被害は学校だけでなく塾、習い事、スポーツクラブなどの場でも起きており、SNSを利用した出会いも多く、親の知らないところで事件が起きている。 上記412、431、490の支援の充実が急がれるが、被害に遭ってしまった子どもたちに対する支援だけでなく、被害を防ぐための施策も重要である。特に、性犯罪・性暴力被害に関しては、幼稚園、保育園、小学校の段階から、自分を大切にすることが重要であること、自分を守るための方法を身につけていくことが大切である。被害防止のためのプログラム等の導入を推進してほしいが、どの機関が中心になって推進できるか伺いたい。	性犯罪・性暴力対策の強化の方針(令和2年6月11日、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)では、子供を性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないため、性犯罪・性暴力の根絶を目指し、関係府省が連携し、教育や啓発の充実を図ることとしている。	内閣府
56	伊藤構成員	意見 質問	490		御指摘のように、児童が性被害から自分を守るための方法を身につけていくことは被害防止のために重要であると考えており、警察では、学校等教育機関と連携して、児童買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取等の被害を防止するための着重点や被害事例等について児童や保護者に対する広報・啓発を実施しているところ、引き続き、こうした取組を推進していく。	警察庁
57	伊藤構成員	意見 質問	412 431 490		性暴力や性被害の予防や対処に関する教育については、地方公共団体、教育委員会、学校、家庭、地域の専門家等、多様な主体が連携・協力して取組を進めることが重要である。その中で、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが求められるが、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力や保護者等の理解を得ながら、取組を推進していく。	文部科学省
58	伊藤構成員	意見 質問	431		保育所保育指針においては、「様々な遊びの中で、子どもが興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること」とされており、各保育所においては、これに従って保育を行うこととされている。また、厚生労働省においては同指針の解説も作成しているところであり、地方自治体においては、これらを活用していただきながら研修等を通して指針の理解促進に努めていただきたいと考えている。	厚生労働省
59	伊藤構成員	意見	552	secondary victimization の訳語「二次被害」への用語統一について、第1次基本計画から長年「二次的被害」としてきたから現行のままというの、根拠に乏しいのではないかと。 地方自治体の条例をみると、北海道(2018年4月)、三重県(2019年4月)、大阪府(2019年4月)、横浜市(2019年4月)、長崎県(2019年7月)、四日市市(2019年11月)、青森県(2019年12月)、高知県(2020年4月)、大阪市(2020年4月)、東京都中野区(2020年4月)、兵庫県明石市(2020年4月) 昨年改正して「二次被害」を使用)、三重県大紀町(2020年4月)などでは「二次被害」を使っており、そうした自治体が増えている。 また、最近の内閣府特命担当大臣(男女共同参画)による「性犯罪・性暴力対策の強化」に関するメッセージの中では、「性暴力をなくす、二次被害を生まない、被害者をしっかりと支援する。このことを、現場まで浸透するよう、取り組みます」とある。第4次男女共同参画基本計画の見直しでも「二次的被害」という用語について検討中と書く。 「二次被害」と「二次的被害」が混在するのは混乱を生みやすく、一般に受け入れやすい用語や学術用語という観点からも、今回の見直しにおいて思い切って「二次被害」に変更するのが望ましい。	「二次被害」の用語が用いられていることもあると承知しているが、「二次的被害」という用語は、犯罪被害者等基本計画を始め、指針、地方公共団体の条例等において広く用いられていること、「二次被害」に変更する明確な理由も認め難いことなどから、用語の見直しを行う必要性までは認められない。	警察庁

60	武構成員	意見	42	「実態把握のための調査を行い、必要な検討を行う」とあるが、当然、調査は必要であるが、長年、損害賠償金未払いの問題は指摘されていることであり、警察庁や法務省は認識しているはずである。多くの遺族が、泣き寝入りをしたり、悲痛な努力で加害者を追いかけていたりしている現状があり、非常に苦しい思いをしながら生き続けている。被害者にとって、賠償金が支払われないということは、当然の権利を阻害されている以上に、自分の家族を奪った責任すら履行されていないということで、家族の命を奪われてもなお、命を軽く扱われていると同様である。それは加害者から軽く扱われているだけでなく、国からも軽視されていると感じている。検討するだけでなく、必要な措置を講じるところまで踏み込んでいただきたい。加害者の社会復帰を支援するなら、被害者が社会で当たり前生きていく支援もしてほしい。加害者だけでなく国からも見捨てられたと思いつながり生きていくことは非常に苦しい。被害者に寄り添っていただきたい。	加害者の損害賠償責任の実現に向けた方策は、警察庁において実態把握のための調査を行い、また、法務省において民事執行法改正の附帯決議を踏まえた一定の外国調査研究を行い、これらの結果に応じた具体的な検討することとした。	警察庁 (法務省)
61	武構成員	意見	474 483	命の授業や被害者週間を実施していただいていることは大変ありがたいと思っている。ただ、「形だけ」の広報活動になっているケースが増えているのではないかと感じる。私を含め、会員の遺族も命の授業に呼ばれる。遺族は、何度行っても、一回一回、非常に神経を削って話す。しかし、担当機関や学校によっては、何かノルマをこなすために呼ばれているような気持ちになる対応もある。授業のためにどんな準備をしてきたのか、授業がどう子どもたちに生かされたか、実感することができないと、何のために授業に出向いているのか分からない。	御指摘を踏まえ、犯罪被害者週間事業を展開するに当たり、学校関係者を始め、様々な立場の方が参加できるような方策を検討してまいりたい。また、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図るため、シンボルマーク等の普及を図るなどして、犯罪被害者支援に関心が深まるよう、更なる広報啓発の充実に努めたい。	警察庁
62			481	被害者週間も同様で、講演会やディスカッションなどが行われるが、関係者だけが参加されている傾向も強い。いろんな方々、もっと学校の先生方々にも参加をして欲しい。本当の意味で、被害者の問題を知ってもらえるよう、より工夫をしていただきたい。	命の授業や被害者週間については、警察庁が主体となって取組を進めているところではあるが、警察庁からの求めに応じ、連携してまいりたい。	文部科学省
63	加藤構成員	意見	42	要望書の中に、「現実的にはほとんど債務者たる加害者からの賠償を受け入れられていないのは各種調査研究から明らかである。」と明示されていることに対し、回答では「実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。」述べられている。支援の実務に当たる官庁が、本当に事実を知らないのかと驚いている。いまさらながらの回答に失望さえ感じざるを得ない。真剣に取り組んでいるのであれば、誰もが知っている事実であるにもかかわらず、このような無関心ぶりを露呈したかの回答はいかがなものかと思う。	現行計画に記載のとおり、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償が受けられないことに対する不満が犯罪被害者等から寄せられ、現行の犯罪被害者等に対する経済的支援施策について、犯罪被害者等が負うこととなる様々な経済的負担からすると不十分であるという指摘もあることについて、政府としても認識しているところであるが、加害者の損害賠償責任の実現に向けた方策は、実態把握のための調査を行い、その結果に応じて必要な検討を行うことになることを御理解いただきたい。	警察庁 (法務省)
64	加藤構成員	質問	52	犯罪給付金の迅速な受理、事務手続の要望に対し、早期の支給に努める、との回答。早期とはどの程度のレベルを言っているのか。以前に会議に参加した時の回答では、平均6.7ヶ月かかっているとのことであったが、これを3か月、できれば1ヶ月以内に短縮すべきであると考えているが、そのための努力、手順はいかにしておこなわれるのか、具体的な解決策を述べていただきたい。	御指摘のとおり、犯罪被害の早期の軽減という制度趣旨に鑑みれば、できる限り迅速に裁定することにより被害者の救済に努めるべきであるが、裁定のためには、事実関係の調査等にある程度の期間が必要となるものであり、また、事案によっては、事実関係の特定が困難であること、損害賠償の受領見込みがあること、重傷病で長期加療中であること等の事情により、迅速な裁定が難しいものもあることから、一概に申請から裁定までの期間がどの程度であれば早期であったと評価できるかは判断が困難であるところ、平均裁定期間に関する指標としては、第二次犯罪被害者等基本計画期間(平成23～27年度)中の平均値である6.8か月を下回ることを目安としている。 なお、令和元年度に行った裁定の平均裁定期間は、7.8か月であり、具体的には、全体に占める「3か月以内」の割合が29.3%、「3か月を超え6か月以内」の割合が26.0%、「6か月を超え1年以内」の割合が29.1%、「1年を超え」の割合が15.6%であったところ、概ね事案に応じて適切に処理できていると認識している。 また、警察庁においては、各都道府県警察に対し、現地指導等を通じて、未処理事案に係る原因分析や裁定の具体的な方向性について指導するなど、裁定期間短縮に向けた指導を実施しているところである。今後とも、裁定ができる限り早期になされるよう引き続き都道府県警察を指導してまいりたい。	警察庁

65	加藤構成員	質問	57	<p>犯罪被害者給付金の金額策定の根拠となる計算式を求めた要望に対し、回答は全般的を得ていない。交通事故等に用いられるホフマン方式なのか、ライブニッツ方式なのか、あるいはそれらとは違う方式で算定しているのかを問うている。そして、それを採用している理由を答えてもらいたい。</p>	<p>犯罪被害者等給付金の額の算定方法は、犯給法施行令及び施行規則に規定され、公になっているところ、本要望については、個々の犯罪被害者等給付金の申請をされた方に対してその額の算定方法について丁寧な説明をすべきである旨のものと理解し、引き続き、「犯罪被害者等の視点に立った丁寧な教示」としていたものである。</p> <p>犯罪被害者等給付金の算定方法としては、労働者災害補償保険法等の他の公的給付制度と同様に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺族給付金については、犯罪被害者の死亡時の収入や年齢に基づいて算出した遺族給付基礎額に、生計維持関係遺族の人数等に応じた倍数を乗じて算定し、また、死亡前の療養費や死亡前療養に基づく休業が認められる場合には、自己負担額及び休業加算額を加算する</li> <li>重傷病給付金については、被害者が自己負担した医療費や休業損害に基づいて算定する</li> <li>障害給付金については、犯罪行為が行われた当時の犯罪被害者の収入や年齢に基づいて算出した障害給付基礎額に、残存した後遺障害の障害等級に応じた倍数を乗じて算定するという方法を採用しているところであり、ホフマン方式やライブニッツ方式を採用しているものではない。</li> </ul>	警察庁
66	加藤構成員	意見	204	<p>できるだけ多くの方策の検討を要望していることに対し、回答は総合的な回答に過ぎない。多くの具体例を提示し、個々の対応策を図らないと解決に至らないと考える。例えば、仮出所した囚人の報復を恐れる家族に対してどう対応するのかとか。</p>	<p>再被害防止措置の実施に当たっては、個々の事案ごとに、担当官等を指定して再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するほか、対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講じるなど、事案に応じた柔軟な対応に努める。</p> <p>警察庁においては、被害者等が、転居その他加害者との接触回避等のための措置を講じることができるよう、特に通知を希望する被害者に対して、検察官が相当と認めた場合に、加害者の釈放予定、釈放予定時期、釈放後の帰住予定地等を通知している。</p> <p>また、更生保護官署の被害者担当官等において、被害者等から再被害防止に係る相談を受けた場合は、その悩み、不安等を傾聴するとともに、警察や検察の相談窓口を紹介するなどしている。また、加害者が保護観察中の場合は、関係機関の紹介のほか、その加害者を担当する保護観察官に、当該被害者等の心情等を伝えるなどして、再被害の防止に資する適切な保護観察処遇の実施に努めている。</p> <p>再被害の防止に資する保護観察処遇について、計画案文は一般的な記載となっているが、実際の対応は事案に応じたものとなる。事案に応じて適切な措置がとられるよう各制度を運用してまいりたい。</p> <p>例えば、被害者の家族が仮釈放者からの報復を恐れている場合、以下の対応をとることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者等に仮釈放等が決定された旨通知し、さらに、被害者等の希望に応じて、警察や検察の相談窓口を紹介するとともに、警察や検察からの要請に基づき、釈放等に関する情報や帰住地に関する情報の通報などをする。</li> <li>地方更生保護委員会が、仮釈放を許す旨の決定をするに際して、被害者や被害者の家族への接触を禁じる遵守事項を設定する。</li> <li>保護観察所が、当該遵守事項を守らせるための指導監督を徹底し、違反があった場合には、仮釈放取消申出等の措置を検討する。</li> <li>加害者がストーカー行為等により刑事施設に収容され仮釈放になった者の場合、保護観察所と警察とが特に緊密に連携して、当該対象者が被害者や被害者の家族への接触を試みているなどの動向を迅速に把握して、状況に応じた適切な措置をとる。</li> </ul>	警察庁
67				法務省		
68	加藤構成員	質問意見	414	<p>相談機能窓口として、そもそも教育委員会に問題があると質問されている。文部科学省としては、学校、教育委員会にどのような問題があると認識されているのか。マネジメントの在り方を検討するという回答には、マネジメントに問題があるとは思えない。はっきりと組織的隠ぺい体質に問題があるとはどうか。</p>	<p>教育委員会における相談窓口機能の充実については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第8項により、教育委員会は、所掌事務に係る教育行政に関する相談を担当する職員を指定することが義務付けられている。これは、平成13年の法改正において、教育委員会が住民からの意見や要望に的確に対応する観点からその相談窓口を明示するために設けられた規定である。</p> <p>なお、教育委員会が適切に業務を執行し、学校において質の高い教育活動を実施できるようにするためにそのマネジメントの在り方を検討することは重要であり、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に置かれた「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」において、今後検討を行う予定である。</p>	文部科学省